

議案第 1 号

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成 3 0 年 1 2 月 1 9 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

茂原市立小学校及び中学校管理規則（昭和 47 年茂原市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

「

事務職員	事務長、主査	上司の命を受け、事務を掌理する。
	副主査	上司の命を受け、担当事務を処理する。
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。

」を

「

事務職員	事務長、主査	上司の命を受け、事務を掌理する。
	副主査、主事	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。

」に改める。

第 1 9 条中「 3 月 3 1 日」を「翌年 3 月 3 1 日」に改める。

第 1 9 条の 2 第 2 号中「 7 月 2 1 日」を「 7 月 1 6 日」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 冬季休業日 12月26日から翌年1月4日まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条の2の規定は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由 小中学校の空調設備について、来年の夏季休業日前の設置完了が困難な見込みのため、夏季休業日を延長することに伴い、所要の改正をするものです。